

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第 45 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 19 年 6 月 28 日 ( 木 ) 10:00 ~ 12:31

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

( 1 ) 食品安全委員会が自ら行う食品健康評価

( 2 ) その他

4 . 出 席 者

( 専門委員 )

吉川座長、石黒専門委員、小野寺専門委員、門平専門委員、佐多専門委員、  
永田専門委員、堀内専門委員、水澤専門委員、山本専門委員

( 食品安全委員 )

見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員、畑江委員、本間委員

( 説明者 )

農林水産省 藁田畜水産安全管理課長補佐

( 事務局 )

齊藤事務局長、日野事務局次長、國枝評価課長、酒井情報・緊急時対応課長、  
猿田評価調整官、横田課長補佐

5 . 配 布 資 料

資料 1 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について  
( 府食第 308 号 平成 19 年 4 月 5 日 )

資料 2 食品健康影響評価に関する資料の提出について  
( 19 消安第 2233 号 平成 19 年 5 月 28 日 )

資料 3 養魚飼料の環境経由のリスク評価シナリオ

- 資料 4 BSE リスク評価のために必要な情報に関する質問書（案）
- 資料 5 BSE リスク評価のために必要な情報に関する質問書（案）に対して寄せられたコメント
- 参考資料 1 諮問書（15 消安第 3367 号 平成 15 年 11 月 11 日）
- 参考資料 2 15 消安第 3367 号における豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価の結果の通知について（府食 696 号 平成 16 年 6 月 24 日）
- 参考資料 3 豚肉骨粉等の養魚用飼料原料への使用について
- 参考資料 4 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価の実施について
- 参考資料 5 - 1 質問項目 整理表
- 参考資料 5 - 2 Questionnaire for BSE-status recognition, Appendix . (Revised version, 13 December, 2005.)  
([http://www.oie.int/download/Doc\\_OIE/A\\_BSEquest.pdf](http://www.oie.int/download/Doc_OIE/A_BSEquest.pdf))  
OIE の BSE ステータス評価に関する質問書  
(仮訳 未定稿版)
- 参考資料 5 - 3 Questionnaire for the provision of information needed for the assessment of the EFSA Geographical BSE Risk (GBR) of a given country or region. Annex .The EFSA Journal (2007) 463.  
([http://www.efsa.europa.eu/etc/media/lib/efsa/science/biohaz/biohaz\\_opinions/ej463\\_gbr\\_methodology.Par.0001.File.dat/biohaz\\_op\\_ej463\\_gbr\\_revision\\_annex3\\_en.pdf](http://www.efsa.europa.eu/etc/media/lib/efsa/science/biohaz/biohaz_opinions/ej463_gbr_methodology.Par.0001.File.dat/biohaz_op_ej463_gbr_revision_annex3_en.pdf))  
任意の国又は地域の EFSA 地理的 BSE リスク（GBR）評価に必要な情報を提示するための質問書（仮訳 未定稿版）
- 参考資料 6 質問書案（たたき台）

## 6 . 議事内容

吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 45 回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は 9 名の専門委員が御出席です。

また食品安全委員会からは、見上委員長、小泉委員長代理、長尾委員、廣瀬委員、畑江委員、本間委員に御出席いただいております。

事務局につきましては、お手元の座席表を御覧ください。

本日の会議のスケジュールにつきましては、お手元に「第45回食品安全委員会プリオン専門調査会 議事次第」がございますので、御覧ください。

議事に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

猿田評価調整官 それでは、事務局から資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は13点でございます。

資料1「食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について(府食第308号 平成19年4月5日)」。

資料2「食品健康影響評価に関する資料の提出について(19消安第2233号 平成19年5月28日)」。

資料3「養魚飼料の環境経路のリスク評価シナリオ」。

資料4「BSEリスク評価のために必要な情報に関する質問書(案)」。

資料5「BSEリスク評価のために必要な情報に関する質問書(案)に対して寄せられたコメント」。

参考資料1「諮問書(15消安第3367号 平成15年11月11日)」。

参考資料2「15消安第3367号における豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価の結果の通知について(府食696号 平成16年6月24日)」。

参考資料3「豚肉骨粉等の養魚用飼料原料への使用について」。

参考資料4「我が国に輸入される牛肉及び牛肉臓に係る食品健康影響評価の実施について」。

参考資料5-1「質問項目 整理表」。

参考資料5-2「OIEのBSEステータス評価に関する質問書(仮訳 未定稿版)」。

参考資料5-3「任意の国又は地域のEFSA地理的BSEリスク(GBR)評価に必要な情報を提示するための質問書(仮訳 未定稿版)」。

参考資料6「質問書案(たたき台)」。

以上の資料を用意させていただいております。不足の資料はございませんでしょうか。

なお、参考資料につきましては、専門調査会で配付させていただくとともに、食品安全委員会のホームページ上に掲載されております。つきましては、本日傍聴の方々には配付してございません。御承知おきいただきますようお願いいたします。

また、これまで配付させていただいた資料は、お手元のファイルの中にとじてございます。適宜御利用いただきますよう、お願いいたします。

私からは以上でございます。

吉川座長 資料ございますか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事次第では「(1)食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価」になってはいますが、ただいま配付された資料にありますように、前回、管理機関から説明を受ける予定だったんですけれども、前の方の審議が延びてしまって、説明に来ていただいてドタキャンをしてしまったものですから、できれば今日は順番を変えて、資料にあります「豚肉骨粉等の養魚用飼料原料への使用について」という方を先にやらさせていただきたいと思いますが、いいですか。

(「はい」と声あり)

吉川座長 それでは、資料1のとおり、事務局から農林水産省に関連する知見の提出を要請してもらったわけですが、農林水産省から養魚用飼料あるいは養魚場の実態に関して、専門委員から出された質問に対して資料を提出していただいたということで、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課から藁田課長補佐にお越しいただきました。

これまでの審議の経緯として、前回プリオン専門調査会で、この案件について、農林水産省から提出された資料に基づいて審議をしたわけです。御存じのように、化製場あるいは飼料工場では、反すう動物の飼料とその他の飼料製造に関しては、施設分離あるいはライン分離を100%行うということで、豚肉骨粉の豚使用という、前の議論のときにその担保を得た上で豚の承認をしたわけですが、今回、養魚用飼料に対して、反すう動物由来飼料の交差汚染防止という問題、万一、魚にきたときのリスク評価という点で審議をしてきたわけです。

魚については、諮問当時データがないということで評価を先延ばしにしたわけですが、新たにデータが出てきたということで議論をして、魚が食べた場合、魚の体内でプリオンの増幅が起こることは、科学的に考えられないということで、魚用に豚肉骨粉由来の飼料を使ったとしても、それを食べた魚を人が食することによる健康危害に関しては、無視できるという結論になりました。

そのとき、魚が食べなかった飼料の残存物について、環境中の水を飲んだとき、人の方のリスクはどうなるのかという質問がありまして、それまでの議論の中で、そういうリスクシナリオを検討したことがなかったということで、リスク評価に必要なデータとして、

養魚用の飼料製造あるいは使用量、使用実態等についてのデータがほしいということで、再度農林水産省の方に資料提示を求めていたという経緯になっているかと思えます。

今回そのデータをいただけたということで、それを踏まえて、プリオン等による環境、特に水系を通じて人へのリスクというものをどう考えるかという知見をもらった上で評価を進めたいと思うわけです。そういった経緯です。

前回、資料をそろえていただいたのに、時間がなくて本当に申し訳ありませんでした。仕切り直しというわけではありませんけれども、説明の方をお願いいたします。

藁田畜水産安全管理課長補佐 ただいま紹介に預かりました、農林水産省畜水産安全管理課の担当補佐の藁田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、早速ですが、専門委員の皆様のお手元にある資料2に関して、当方から御説明申し上げます。

まず最初に「1.日本における魚の養殖業の実態」ということで、御紹介申し上げます。

日本の漁業・養殖業全体の生産量は、ここにありますように約572万トン。そのうち、養殖業の生産量が約125万トンでございます。これには魚以外に貝類、藻類がございます。貝類につきましては、例えばホタテ、カキ、藻類につきましては、ノリ、ワカメ、コンブ。ここら辺の数字も含んだものでございますが、125万トンでございます。

中段に書いてありますように、そのうち魚に関する部分が26万9,000トン。この26万9,000トンの内訳としましては、大きく分けると海面養殖業、更に内水面の養殖業の2つに大別されると考えております。

海面の方ですが、主な魚種としましては、ブリ、マダラ、ギンザケ、ヒラメなどがございます。ここら辺が占める割合は、26万9,000トンということでありまして。下に書いてあります内水面4万2,000トンと比べて、かなり大きな数字になっております。

内水面の主な魚種としましては、ニジマスなどのマス類、アユ、コイ、ウナギということでございます。

海面養殖業の現状としまして、経営体数、生産量を表1にまとめております。魚種については、先ほど申しましたような魚種が多くを占めておりまして、特に多いのが表中にありますブリでございます。ブリの養殖経営体数及び生産量ともに、かなり大きなウェートを占めております。

表2は、内水面でございます。内水面に関しましては、養殖の仕方によって大きく3つに分けています。

最初のものは、池中養殖です。これは「池中」と書きますが「ちちゅう」と言います。

これにつきましては、注で書いておりますように、養殖を目的とした人工の養殖用の池を用いて養殖を行うというものでございます。

次がため池養殖です。ため池については、本来はかんがいなどの用途があるんですが、ここら辺を利用して行う養殖でございます。

3番目が網生けすです。これについては、天然の湖沼、池等で広い水面の一部を生けすとして活用するというものでございます。

この関連で、恐れ入りますが、参考資料の4ページを御覧いただけますでしょうか。

吉川座長 参考資料の何番ですか。

藁田畜水産安全管理課長補佐 失礼いたしました。参考資料といいますが、同じ資料の4ページでございます。写真が付いている部分でございます。ちょっと見づらい写真で恐縮でございますが、今、御説明申し上げた養殖の例ということで示しております。

最初が池中養殖の例でございます。ニジマス。更にその下がアユでございます。

5ページでございます。5ページの上側の写真がため池養殖の例でございます。これはコイの養殖でございます。

同じくコイの養殖であります。その下の写真がいわゆる生けすで囲んで養殖している例でございます。

恐れ入りますが、戻っていただきまして、資料2ページを御覧ください。次に「2.日本における養魚用飼料の使用形態」について、御説明申し上げます。

養魚用飼料として、まず海面養殖業でございますが、近年広く使われておりましたイワシの漁獲量が非常に減ってきている。そういう中で、養殖業の品質向上と、更には食べ残しの量を減らすことによる環境負荷の軽減。こういうことを業界として、かなり取り組むようになっております。

養殖業につきましては、80年代は生の餌を中心に使っておりましたが、それから徐々にモイストペレットが使われるようになりました。モイストペレットというものは、脚注の2に書いてありますが、生の餌と粉末状のマッシュ状の飼料とを混合しまして、ペレット状に成型したものでございます。かなり水分量が多いんですが、生の餌に比べると水中で長く形状を保って、魚が食べやすいので、食べ残しも少ないというメリットがございます。

その後、90年代からドライペレットが用いられるようになってきます。ドライペレットについても脚注に書いていますが、これについては、通常、餌会社、飼料会社が専用の機械で製造しまして、20kg程度の袋詰めにして販売されるといったものでございます。これも同じくペレット状ですが、かなり乾燥していて硬い、ハードタイプのドッグフードによ

く似たものがございます。これについては、モイストペレットに比べて、更に水中でその形状を保つということで、食べ残しもより少なくなるというメリットがあるかと思えます。

上の方に戻っていただきまして、だんだん生の餌からモイストペレット、ドライペレットに移行してきておりまして、モイストペレットとドライペレットを比にすると、現在マダイであれば4対6、ブリでは6対4というような状況になっております。

内水面についても、同じようにドライペレットがだんだん使われるようになってきております。

6ページを御覧になっていただけますでしょうか。この資料は、社団法人全国海水養魚協会がつくった資料でございます。

7ページを見ていただけますでしょうか。今、説明したことを簡略にまとめたものがございます。要因としましては、マイワシの減少、養殖魚の品質向上、漁場環境の保全等の理由から、徐々にドライペレットに移っているということでございます。

8ページを御覧になっていただけますでしょうか。先ほど申し上げました飼料の3つの形態について、写真も含めて御説明しております。環境に対する負荷という観点からも、ドライペレットの方が優しいということでございます。

9ページでございます。過去はいわゆる飽食給餌ということございまして、魚が食べるだけやるということございましたが、現在は栄養量をちゃんと計算した上で、適正量を給餌するというような形に移ってきております。

10ページでございます。「エサのやり方について(給餌方法)」でございますが、現在いわゆる手で巻く手巻き給餌という方法。また、給餌船を使った機械による給餌方法。更に今度は自動的に量も含めて設定された機械によって、自動的に給餌される。そういうような3つの形態で給餌されております。

2ページに戻っていただきまして「(2)使用方法と給餌量等」でございます。

ドライペレットについては、一般的に飼料会社が提供する給餌率表というものがございます。これを参照して、水面に散布するという形で給餌が行われております。このことによって、無駄な餌を与えないという効果が期待できると聞いております。ただ、内水面のウナギにつきましては、ドライペレットでは水面に浮いていくのでなかなか食べないもので、練餌を置餌する形で使われております。

給餌の回数などにつきましては、対象魚の発育段階、水温等を勘案して、適正な量を給餌するようにしております。

は現在の水産用飼料の使用量でございます。「内水面」「海面」「その他」というこ

とで分類しておりますが、内水面ではウナギの使用量がかなり多い。また海面は全体の8割を占めますが、海面についてはブリ、タイなどがかなり大きなウェートを占める状況でございます。

11ページの資料3を御覧ください。ただいま紹介いたしました魚種別の給餌率表でございます。左側の欄が「水温」でございます。上の欄が「魚体重g」でございます。水温と魚の体重に合わせて、給餌率を変える、すなわち、体重の何%を給餌するかということ、こういうものに基づいて調整しているということでございます。

12ページ、13ページは、同じようにマダイとマスということで、魚種別に設定されているところでございます。

最後に3ページでございます。「参考」でございますが、現在の養魚用飼料としての使用量を表4にまとめております。平成12年と比べていますが、現在、養魚用飼料としての利用が57トンのみでございます。ただ、これについては、当然ながらチキンミールのみということでございます。

説明については、以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関して、どなたか御質問ございますか。いいですか。どうぞ。

水澤専門委員 一番最後の3ページの肉骨粉の量なんですけれども、これは平成12年度に比べて減ったということになりますと、ほかのものを使ったということになるんでしょうか。産業としては発展していると思うんですけれども、例えば魚とかそういうほかのものなんでしょうか。

藁田畜水産安全管理課長補佐 当然ほかの原料を使ったということになるかと思えます。

水澤専門委員 それは何になるんでしょうか。

藁田畜水産安全管理課長補佐 そこら辺については、恐らく魚粉あるいは植物性のタンパク質を代替として使ったのではないかと考えられます。

吉川座長 ほかにございますか。

基本的には、規制のなかった12年と、実際に規制が始まって牛の肉骨粉が焼却で使えなくなって、現在、代替で適用しているので、かなり12年と17年の肉骨粉の使用に関しては差が出てきているので、あとのリスクのところにもありますけれども、豚のものを使っていいということになれば、使用量としては、平成12年の方にもう少し近づく可能性はあるということかと思えます。

ほかに御質問いいですか。

説明どうもありがとうございました。

それでは、資料3を見ていただきたいんですけども、前回、専門委員の中から、食べた魚については、一応結論を得たわけですけども、魚が食べなかった水に関して、人のリスクがどうかということで、資料3を見ていただきたいんですけども、どういうシナリオが書けるだろうかということを考えてみたわけです。

一応、全体の流れとしては、検査をしているわけですから、農場死亡牛、異常廃棄牛というのは、法律でもはや焼却ということになっていますから、これに由来するリスクはないだろう。

BSEでと畜場の検査で陽性になった牛についても、焼却をされているということで、実際にリスクがあるとすれば、BSE検査で検出限界以下の感染牛の場合だけが直接の原因のシナリオを入れてくる。

その中で、頭部、三叉神経あるいは目、扁桃、回腸遠位部というのは、感染していても、していなくてもSRMとして焼却されているので、残るリスクというのは、一応と畜場で枝肉として残った部分で、そこはせき柱に残存するせき髄と背根神経節になるだろうということです。

それが食肉処理場で分離された場合には、そのまま焼却されてしまいますけれども、一部は小売店で骨付きで回って、小売店で処理したときに完全に回収できればリスクはないわけですけども、回収せき柱が豚あるいは鶏の肉骨粉に交差汚染する可能性が考えられるというのが、唯一のシナリオかと思われれます。

回収のときに交差汚染が起こったとしても、レンダリング工程そのものは、既に牛、鶏、豚というものは分けられてしまっていますから、回収時の交差汚染以外はその後の交差はないということで、結果としてできた豚、鶏の骨粉が養魚場飼料として魚に供給されて、魚が食べ残したものが環境中の水の汚染に結び付くだろう。それを人が飲んだときにどのくらいのリスクを持つだろうかというシナリオで考えてみました。

基本的には、そういうシナリオが起こる確率と実際にもし起こったとしたときに、どのくらいの感染価の暴露を受けることになるんだろうかという観点から考えてみたものです。

2ページを見ていただけますか。「魚飼料のBSE交差汚染のリスク評価」ですけども、感染牛がと畜場にきて、これが陽性であれば焼却されますから、ない。

そうすると、検出限界以下の感染牛がどのくらいの感染価を持っているかということは、これまであまり明確には議論してこなかったんですけども、一応得られているデータからすると、感染末期の牛の感染価については、そこにあるようにEFSAが2007年のレポー

トで 4,160 単位、この牛の経口感染価でこれだけある。

それぞれ部位の感染価と総重量で、脳に 2,500 単位、三叉神経が 100、せき髄が 1,000、背根神経節が 150、回腸遠位部が 400、その他は 0.5 以下ということを示しているんですけども、これは完全に陽性になる末期の牛で、検出限界以下の牛をどう考えるかということですけども、一応、経口感染してパイエル板から増えて、神経が上がってきて、背根神経節からせき髄あるいはかんぬき部に上がるということを考えました。

最悪のシナリオとして、脳では検出限界以下かそこら辺ですから、末期の 500 分の 1 ~ 1,000 分の 1 と言われていています。せき髄も末期ほどは上がっていないということで、一応、脳は 500 分の 1、せき髄の蓄積量が 10 分の 1。しかし、上向経路は既に侵されていると考えて、回腸あるいは神経節は末期と同程度の感染価があるということをも最悪のシナリオとして一応考えました。

その値を入れますと、脳の力価を 0.01 とすると、総感染負荷は 5 単位になります。三叉神経は、フルにあって 100 単位。せき髄は 10 分の 1 ということで、0.5 単位とすると、総量 100。背根神経節は、フルの 150。回腸もフルの 400。合わせて、755 単位というのが検出限界以下の牛で最大のリスクを見積もった値ということで、一応これをスタートとして考えたわけです。

3 ページを見てください。と畜場で食肉処理をされるときに、先ほど言ったように脳と三叉神経節と回腸は回収されて焼却されてしまいますから、残る部分はせき髄と背根神経節ということで、総感染負荷が 100 と 150 ということです。

と畜場では、当然せき髄も吸引して取って洗浄するわけですから、理論的にはほとんどないということですけども、ここでは 100 回に 1 回、1%のせき髄はせき柱にくっ付いているということ想定しました。そうすると、確率的に 100 回に 1 回ですから 0.01。1%残るとすれば 2g。総感染負荷として 1 単位がせき髄に残っていく。残り部分は回収されて焼かれてしまうだろう。

背根神経節はせき柱に付着したままですから、確率はそのまま 1 で、感染単位としても 30g の 150 単位というものはついていく。

その後、食肉処理場でせき柱を外していくわけですけども、食肉処理場で処理されるケースと小売の方に骨付きで回るケースがあるわけですけども、一応ここでは食肉処理場で 9 割、1 割が小売に回ると考えて、食肉処理場のものはそのまま回収されますから、焼却に回るとすると、残り 10%が肉付きで小売に回った部分が次のシナリオになるということです。確率的にはもう一けた落ちるという格好になりますし、背根神経節についても

9割は焼かれるということになると、確率としては0.1ということで、感染価は特にここでは下がらないということになります。

その後、小売店にいて、小売店で小分けをして細切をする、肉を分離する格好になります。ここも一応ルールどおりでいけば、全部回収されることになりまされども、小売店での最悪のシナリオとして、せき柱を分断して細切した中で、牛のものとして回収されないで豚のものと混ざっていくというのが考えられる最悪のシナリオになるわけですが、100店舗に1店舗の割合で回収ミスが起こる。データがないので、100店舗に1店舗というのはかなりの率だと思うんですけれども、実際にはもっと少ないかとは思ってはいません。一応ここでは100店舗に1店舗。

せき柱のパーツに分けた1%が豚等の非食用部分とともに回収されるというシナリオを考えて、これが魚飼料の交差原因と考えると、せき髓の汚染が100回に1回ですから、更に0.01。感染価の減少も1%ということで、0.01。背根神経節の汚染についても同じ割合ということで、ここで最後に残る感染確率は、せき髓に関しては $10^{-6}$ 、背根神経節に関しては1,000分の1例、汚染量はそれぞれ0.02gと0.3gで、総感染価としては、せき髓が0.01、背根神経節が1.5単位ということで、最悪のシナリオとして、豚、鶏と合わせて回収されて、レンダリングに回るということになります。

レンダリングにいった後のシナリオですが、これはEFSAが言っているように、通常のレンダリングでは感染価は10分の1。重量も10分の1程度になります。

EU規格の130℃、3気圧、20分であれば、1,000分の1に下がるということで、新しい規格を使っているレンダリング工場もあるかと思いますが、一応、最悪シナリオということでレンダリングはEU規格ではなくて、すべて従来どおり通常のレンダリングで処理されることを考えますと、感染確率は変わらないんですけれども、そこにあるように、乾燥重量は0.002と0.03ですが、2mgと30mgということで非常に小さな粒になるということです。

感染価が10分の1下がるので、それぞれ0.05と0.5ということです。

総感染負荷は、せき髓が0.001、背根神経節が0.15です。

これが豚・鶏用の肉骨粉に交差汚染をして、養魚用の飼料にあるということですが、これは先ほど農水省から説明があったように、17年度の使用実績は、魚にしている部分は非常に少ないですが、規制のなかったときと同じような格好で使われると考えれば、平成12年の割合を使った方が賢明かということで、養魚用飼料としてつくられた肉骨粉がどのくらい魚にいくかということで見ますと、平成12年では42万2,000トンの

うち、養魚量は 4,000 トンということで、魚に戻る確率が 0.0096 ですから、ほぼ 0.01 ということになります。

その確率をそこにかけると、今までの確率にそれぞれ 0.0096 という値がかけ合わされるということで、力価は変わりません。確率がそのくらいになるということです。

先ほどの話では、それを魚に巻くと 100% 魚が食べてしまうということですがけれども、一応、養魚飼料として 90% は魚が消費して、残り 10% は魚が食べ切れなくて環境水を汚染すると考えました。

それを考えますと、そこにあるように、せき髄の方は大分ゼロがついていますけれども、 $9.6 \times 10^{-8}$ 。背根神経節の方は、 $9.6 \times 10^{-6}$  という確率になります。

総感染負荷は、せき髄の方が 0.0001。背根神経節が 0.015 ということです。

ここからは、今度は人がそれを飲むというシナリオになるわけで、全国の内水の 2,000 か所で使われたケースという格好で、養魚場が汚染する確率は 2,000 分の 1。 $5 \times 10^{-4}$ 。

1 つの養魚場で生けすの中の 1,000 トンぐらいの水に希釈されて、そのうち人が 1 日 2 リットル飲んだ場合のリスクはどのくらいになるかということ、そこにある P の確率は  $10^{-9}$  になります。

それまでもってきたものとかけ合わせると、人が汚染された水 2 リットルを飲むリスクというのは、感染した水を飲む確率はせき髄で  $10^{-17}$  です。背根神経節の方では、 $10^{-15}$  です。

そのときの感染価は、0.0001 ~ 0.015 というせき髄と背根神経節の範囲がとってあります。

個々の事例としてはそうですけれども、1 年間、実際どのくらいのリスクになるのかということをもとめたものが、最後の 7 ページです。

年間と畜場にくるウシは、今の最初のシナリオでは、1 頭きたときにどういうことになるかということなので、2002 年以後生まれのウシが汚染された可能性というのは、極めて低い。

しかし、2001 年以前生まれのウシは、汚染されたものがあるわけで、今もと畜場で摘発されているわけです。

2001 年以前のウシがメインになりますけれども、摘発数を年間 10 頭と考えて、摘発数と同等の数の検出限界以下のウシが存在すると考えると、一応、検出限界以下のウシが年間 10 頭きたとすると、最初のリスクシナリオの確率は 10 倍 / 年ということになります。

感染価についても、それぞれのと畜場でばらばらに起こりますけれども、リスクシナリ

オとしては、全部蓄積されると考えて、感染価も除外するという値を一応入れています。

ヒトが2リットルの汚染水を飲むことによる年間のリスクシナリオは、そこにあるように、先ほどの  $9.6 \times 10^{-14} \sim 9.6 \times 10^{-16}$ 。そのときの感染価は10倍してありますから、0.001~0.15という蓄積になります。

日本人全体という考えで、日本人の総人口1.2億人が365日、1日2リットルの水を生けすから飲むということはありませんけれども、最大の幅として入れると、その確率が  $1.2 \times 10^8 \times 365$  というので、  $4.38 \times 10^{10}$ 。

10頭の感染牛の感染価は蓄積されるということで、1年間ランダムに日本人の誰かが感染した水を飲む確率というのは、最悪どのくらいかということ、  $4.2 \times 10^{-3} \sim 4.2 \times 10^{-5}$  ということで、逆算すれば大体1,000年に4.2回ぐらいの頻度です。

そのとき、最悪感染価はどのくらいかということ0.001~0.15ということで、10頭を前提にしていたから、同じように毎日2リットル飲んで1頭感染するには、年間でどのぐらいの検出限界以下のウシがこなればいけないかという逆算をすると、60頭から1万頭必要になるということです。

種の壁を考慮して、ヒトへのリスクはこれよりかなり低いということを見ると、今まで環境中での汚染ということをあまり厳密に考えたことはなかったんですけども、こういうシナリオを考えてみると、現実的にこういう事態が起こるということは想定できないということで、ヒトへの危害は無視できると考えていいのではないかという評価をしてみました。

どなたか御意見ございますでしょうか。どうぞ。

小野寺専門委員 一応、水の中の病原体の拡散ということでシナリオがあるわけですけども、2、3年前ですけども、農水省の予算で、ある程度濁った水でのスクレイピー病原体のスパイクテストというものをやりました。その報告はもう農水省の方に出してしまっています。

ただ、農水省の報告だけでは具合が悪いかなと思って、英文に起こして、今 Microbiology の MOG へ投稿しているところなんですけれども、具体的に濁った水というのはどういうことを想定するかというのは難しいものですから、結局と畜場から汚水をもたらってきて、それにスパイクをかけて、どのぐらい粒の方にスクレイピー病原体がいくか。あと、水にどのぐらい残るかということで、比率を求めたんですけども、そうすると、粒の方は大体スクレイピー病原体というのが99%以上。水の方にほとんどこない。それは結局プリオンというものの性状と、これはほかにも論文がたくさん出ているんですけども、それに

関しては、かなりスティッキーである、付着性であるということで、何かタンパクの粒があれば、そちらの方にどんどんいってしまうということになるんです。

それは例えばイギリスのデータとか、そういうところとかなり一致するんですが、これはあくまでも水の中にランダムに病原体があるというシナリオでやっていますけれども、実際は粒の方にかなりいくことになるものですから、この技術はこれよりも100分の1ぐらい低くなるのでないかということになります。もしよろしかったら、原稿などを提供したいと思います。

吉川座長 わかりました。実際には粒を飲むわけではないので、多分ろ過過程とか、更に本当に人が水として食するには、更に過程が入ると思うので、そのまま生けすからすくってがばっと飲んだらという、かなり乱暴なシナリオにはなっているんですけども、実際どのくらいのリスクなんだろうということを考えてみる必要はあると思っています。わかる限りの数字を使って、無視できるといっても本当にどのくらいのリスクとして無視できるんだろうかということの説明できたらと思ってシナリオを書いてみたので、現実を考えると、今、言われたように、更にそれよりリスクは低いというのが現実かもしれません。その辺も必要であれば、少し書き足しておきたいと思います。

ほかに御意見ございますか。どうぞ。

山本専門委員 6ページの環境水を汚染するというところで、1,000トンが水に希釈されると仮定されているんですけども、これは海水の場合と淡水の場合と、シナリオは2つに分けて考えるということになるんでしょうか。それとも、どちらか一方の方が恐らくリスクが高いたらうということで、例えば淡水の方は上水へ流れ込んでいく可能性が高いという設定になっているんでしょうか。

吉川座長 そこはあまり詳しく考えなかったもので、先ほどの農水省の説明にあったように、実際には淡水の生けすが養魚場として2,000ぐらいある。海水の方がずっと多くて、2,500~2,600ある。実質量としては海水の方がかなりの部分を占める。8割くらいを占めるという話で、本当に水を飲むという点でいけば、海水を2リットル飲むことはないので、全体の中の内水の比率で最後の水のシナリオになりますから、言われたように、粒子の部分を内水面だけとすると、ここで計算したものの更に0.2がけという方が現実に近いシナリオかもしれませんけれども、すべて内水面にいったというかなり乱暴なシナリオで、現実を考慮すれば、そこも少し修正した方が正しい値に近づくかと思います。

山本専門委員 そういう推定をしたとしたら、逆にもっと低くなるはずですね。

吉川座長 そうですね。

山本専門委員 希釈のシナリオだけが考えられていますけれども、逆に濃縮されていくようなシナリオというのはないのでしょうか。

吉川座長 濃縮するという過程は、例えば生けすから取水口に取り込んでくるという過程くらいしかないんですけれども、その過程は、今、言ったように、多分そこで分別されるのは粒子分と水ですから、もしそこで濃縮されたとしても、飲水の方ではない方向に行くと思います。例えば汚泥とか、彼が言ったように、取水口で取り込まれる不要成分の方に濃縮されるというシナリオはあるかもしれませんが、人の口に入る水という点での濃縮というのは、あまり考えにくいのではないかと思います。

ほかにございますか。

かなりきちぎちと計算したので、抜けているところもあるかもしれませんが、知ってもらいたかったのは、できるというシナリオの背景に、現実的にどのくらいの確率で、どのくらいの感染価のものを心配するんだらうかということ、できるならば示したかったということがあって、こんなシナリオをつくってみました。

もし特に異存がなければ、シナリオと合わせて親委員会に文書で報告を示すことになると思いますので、養魚飼料の特性あるいは養魚場の実態に関しての知見もいただいたわけで、前回と前々回に問題になった、水系を介したプリオンのヒトへのリスクということに関しては、結論としては、検討したけれども、無視できるということで、前回の魚が食べて、それをまたヒトが食べた場合という評価と合わせて、報告書を作成して親委員会に提出したいと思います。それについては、今、小野寺専門委員あるいは山本専門委員からの意見の考察も踏まえた上で、報告書を作成したいと思います。

それに当たっては、また専門委員の方にこういう報告書で親委員会に出しますということを確認していただくことになるとは思いますけれども、そのような手続をとってよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

吉川座長 では、そのようにさせていただきます。

農水省の方、どうもありがとうございました。

それでは、最初の議題というか、自ら評価の方の議題に入りたいと思います。前回、自ら評価を進めていくに当たって、質問書を送るということになりましたけれども、事務局からたたき台を出していただいたわけです。

質問項目について、かなり時間をとって議論をしました。その後、そのときの専門委員の意見も含めて、再度バージョンアップした質問書をもう一回専門委員に送りまして、い

ろい意見をいただきました。

専門委員からの意見も含めて今日議論をして、大きな問題がなければ、最終確認のような格好で質問書をまとめたいと思います。当然、議論が紛糾すれば、ファイナルフォームにならないとは思いますが、それほど大きく問題がなければ、質問書としての最終確認という格好で進みたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

横田課長補佐 それでは、資料の方を説明させていただきたいと思います。

まず、お手元の資料4を御覧いただければと思います。これは「BSEリスク評価のために必要な情報に関する質問書(案)」ということで、先ほど座長の方から御説明がありましたとおり、前回のプリオン専門調査会での議論を踏まえまして、実際に発出する具体的な質問書(案)という形で作成したものでございます。

内容について、順番に御説明させていただきます。

大きく分けまして、最初に「生体牛のリスク評価に必要な情報」という部分がございます。

1ページの最初に「侵入リスク」がございます。

この部分の中身でございますが「1)生体牛の輸入」ということで、輸入規制の概要や規則、遵守状況等についての質問がございます。

2ページは、以降になりますけれども、実際の輸入実績ということで、すべての国からの生体牛の輸入に関する情報。

といたしまして、このうちBSEリスク国から輸入されて、実際牛の飼料になるなどして、国内牛へのBSE因子への暴露要因となった可能性のある牛の頭数についてのデータというものを求める形になっております。

このときのBSEリスク国の定義は、真ん中辺に印が付いておりますけれども、GBRまたはと評価された国と、少なくとも1頭以上のBSE感染牛が確認されている国としておりまして、具体的には別添参照ということで、一番最後になりますけれども、49ページを御覧いただければと思います。

具体的な国名といたしましては、そこに挙げております43か国が該当することになります。

また2ページに戻っていただければと思います。

前回、議論になりました何年前からのデータをもらうかという時期に関してですけれども、前回の専門調査会での議論を踏まえまして、1986年以降とさせていただいております。

3 ページも前回御指摘いただいた点でございますけれども、輸入牛で BSE 感染牛が確認されたことがあるかどうか。ある場合は、その当該牛の処分方法であったり、コホートの取扱いについても質問しております。

その下は、肉骨粉の輸入ということでございますけれども、基本的には生体牛と同様でございます。規制の概要であったり、遵守状況。

4 ページは、実際の輸入実績でございますとか、そのうち実際牛の飼料として使用された可能性が排除できない肉骨粉の量等を聞いております。

5 ページの「3) 動物性油脂の輸入」につきましても、先ほどの生体牛、肉骨粉と基本的には同様の流れとなっております。

また、生体牛、肉骨粉、動物性油脂の部分に関して、前回、輸出量に関する議論があったかと思っておりますけれども、この点に関しましては、今回の質問項目には含めておりませんが、今後必要に応じて、国際的な統計データ等を用いて、可能な範囲で検証を行うことにしたいと考えております。

侵入リスクは以上でございます。

次に、7 ページの真ん中よりやや上からになりますけれども「**暴露・増幅リスク**」という項目になっております。

まず初めに「1) 飼料規制」について、概要等を聞いております。

8 ページは「2) 遵守状況と交差汚染の可能性」ということで、まず初めに「{1} 飼養形態」に関して質問をしております。

9 ページの上は、牛とそれ以外の豚や鶏の混合飼養を行っているかないかで、可能であれば、その割合といったものも質問をしております。

その下で、「{2} 飼料製造施設の基本情報」といたしまして、まず 飼料製造施設数、実際の飼料の生産量。

10 ページにいきまして、肉骨粉や動物性油脂の用途別使用量について質問しております。

なお、この部分の時期につきましては、先ほどの侵入リスクと同様 1986 年以降としておりますけれども、5 年を 1 期間としてまとめて聞くような形式にしております。

11 ページでございますが、飼料給与に関する規制でありますとか、その遵守状況について聞いております。次に として、飼料の製造・流通に関する部分の規制。

12 ページには、その遵守状況や確認結果等について聞いております。

{4} で、牛用の飼料サンプルの実際の分析等を行っていただければ、その分析結果でござい

すとか、サンプリングの方法、検査方法の詳細。

13 ページは、検査法の感度やフィードバン違反が明らかになった場合は、その追跡調査の結果でございますとか、一番最後ですけれども、仮に牛由来の肉骨粉を給餌していても BSE 感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合は、その理由を記載するというようにしております。

14 ページ以降は「3) 特定危険部位 (SRM) の利用」となっております。

まず初めに、基本情報といたしまして、レンダリングの施設数や生産量。

その下では、交差汚染防止対策を質問しております。

15 ページは、圧力、温度、時間等、実際のレンダリングの処理条件を質問しております。

その下「{2} 死廃牛の処理」といたしまして、レンダリングの規制や規則の概要、遵守状況等について聞いております。

16 ページは、SRM の取扱いといたしまして、まず初めに、その国の中で SRM の定義があるかどうかをイエス、ノーで聞く形にしておりまして、ある場合には、SRM の範囲がどういふ定義になっているのかを確認することにしております。

その下の は、実際、我が国の SRM の範囲であります頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部につきまして、こういったものに使用されているのかという使用実態、また 17 ページでは、それぞれの処理方法等に関する詳細を尋ねております。

ここの部分の対象の時期でございますけれども、1986 年以降で、5 年を 1 期間として聞いております。

18 ページ、牛以外の反すう動物における TSE の発生状況といたしまして、1986 年以降のスクレイピーや CWD の発生状況について、5 年を 1 期間として聞いております。

19 ページ以降は「 BSE サーベイランス (サーベイランスによる検証)」に関する項目となっております。

まず「1) 母集団の構造」を質問しております。

「2) BSE サーベイランスの概要」ということで、まず BSE のサーベイランスの制度があるかないかをイエス、ノーで聞いておりまして、ある場合には、実際の制度の概要等を聞くという流れになっております。

20 ページでは BSE のサーベイランスに関する規則等がございます。

21 ページは、実際のサーベイランスの成績の記載がございます。21 ページの表は、実施年ごとの頭数を「通常と畜牛」「死亡牛」など、カテゴリーごとに分けて記載する形になっております。

22 ページの方は、生まれた年別の頭数を、同じく「通常と畜牛」や「死亡牛」といったカテゴリーごとに尋ねる形になっております。

22 ページの下からですけれども、サーベイランスの実施範囲（地理的分布状況）でありますとか、23 ページは実際サンプリングした牛の年齢の確認方法でございますとか、実際のサンプリングの手法でございますとか、実際の検査方法、一次検査、確認検査それぞれに関して確認をしております。

24 ページの一番上は、その検査実施機関の数でございますとか、確認検査の判定体制、どういった体制で最終判定を行っているのかという部分を尋ねております。

その下は「3）BSE 認知プログラム」となっております。ここも初めに BSE 認知プログラムが存在するかどうかをイエス、ノーの形で聞いておまして、ある場合には、その下の BSE 認知プログラムの開始時期、関係者に関する研修等。

さらに 25 ページ以降になりますけれども、研修の有無や BSE が確認された場合の対応についての説明を求めています。

25 ページの 4）BSE に関する届出義務に関してということで、法定伝染病に指定された日付でございますとか、その届出が必要な BSE が疑われる牛の基準に関する説明でございますとか、届出義務の推進策や罰則等。

26 ページは、実際の調査方法の手順書でございますとか、補償の有無等に関して質問しております。

ここまでが生体牛の部分でございます。

27 ページ以降が「牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報」となっております。

「I と畜対象」といたしまして、最初に「1）トレーサビリティ」の概要でございますとか、個体識別のための登録項目として、具体的にどういう項目を登録しているかという部分。更に、実際の遵守状況等に関して聞いております。

28 ページ、個体識別以外の方法で月齢確認を行っている場合には、その方法でございますとか、それぞれの方法ごとの割合を聞いております。

「2）と畜頭数」ということで、その表に記載されている区分ごとの 1986 年以降のと畜頭数のデータを求めています。

29 ページからが「 と畜場」に関する事項でございます。

「 と畜場に関する規制の概要」やその下で遵守状況、規模別と畜場の数について聞いております。

30 ページは、実際のと畜処理の概要ということで、と畜場におけると畜・解体処理作業

の一般的な流れでございますとか、食肉検査官や獣医官の数や資格、役割、権限。

31 ページは、実際のと畜場内における配置状況でございますとか、教育、訓練体制に関して聞いております。

「3) と畜前検査」ということで、と畜前検査の概要を尋ねております。

32 ページは、と畜前検査におけるハイリスク牛の定義や診断基準に関する説明も尋ねております。

「4) と畜場での BSE 検査」ということで、まず初めに、と畜場で BSE 検査を行っているかどうかをイエス、ノーで聞く形にしておりまして、行っている場合には、実際の検査実施要領でございますとか、月齢の確認方法。

33 ページは、実際の検査方法でございます。

34 ページは、検査結果に関して聞いております。

BSE 検査は以上でございます。

35 ページは「5) スタンニングの方法」で、スタンニングに関する規制や遵守状況。更にスタンガンを使用しているかどうか、スタンガンの弾丸が頭蓋腔内に進入するか否か。

で圧縮した空気やガスを頭蓋腔内に注入するような方法を用いているかどうか、それぞれ施設数が大体どれぐらいになるかということを探ねております。

36 ページは「6) ピッシング」ということで、ピッシングに関する規制等があれば、その概要を記載していただくということと、ピッシングを行っているのと畜場の数と割合を質問しております。

その下から、7) といたしまして、SRM の除去ということで、実際のと畜場の解体処理において、背割りの洗浄等に関する事項を聞いておりまして、37 ページ以降も、引き続き背割り鋸の洗浄や、(4) 背割り後にせき柱内のせき髓を除去しているかどうか。

(5) せき髓除去後、枝肉洗浄をしているかどうか。

(6) と畜検査員が枝肉にせき髓が残っていないかどうかを確認しているかどうか。

(7) は、背割りを行っていない場合はどういう方法を行っているのかどうか。

39 ページ(8) 場合によっては背割りを正中線からずらすような指導を行っているかどうか。

(9) 背割りの前のせき髓吸引等を行っているかどうかを聞いております。

40 ページは、SRM の処理に関して質問をしております。

41 ページは「8) SSOP 及び HACCP に基づく管理」ということで、SSOP や HACCP に関する規制の概要や遵守状況、代表的な SSOP や HACCP の見本に関して質問しておりまして、

で実際に導入している施設数や割合に関しても質問しております。

と畜場は以上でございます。

42 ページ以降が「食肉処理場」ということで、基本的にはと畜場と同様に、規制の概要や規模別の施設数。

43 ページには、食肉処理場における実際の作業の流れでありますとか、食肉検査官や獣医官に関して、と畜場と同様の項目を聞いております。

44 ページは、食肉処理場ということで、SRM の中でもせき柱の取扱いに関して、除去方法でありますとか、処理方法について確認をしております。

「4) SSOP 及び HACCP に基づく管理」に関しても、と畜場と同様の項目を聞いております。

46 ページは「食肉等のリスク」になります。

「1) 食肉及び機械的回収肉(MRM)」に関して何か規制があるかどうかをイエス、ノーで聞いていまして、規制がある場合には、その規制の概要や遵守状況。

は、実際に MRM を製造している場合は、その製造方法や施設数に関して質問をしております。

「2) 内臓」でございますけれども、扁桃でありますとか、回腸遠位部につきまして、どのように除去をしているのかでありますとか、実際、と畜検査員が除去されていることを確認しているかどうかということを尋ねております。

47 ページの一番下、内臓の取扱いに関して、マニュアルや SSOP があるかどうかということも聞いております。

48 ページ、最後に「V その他」ということで、各国の国内規制に加えまして、例えばアメリカの EV プログラムのように、実際、我が国に輸出するための付加的な要件がございましたら、その内容でございますとか、遵守状況を記載することにしております。

資料4の質問書につきましては、以上でございます。

また資料5といたしまして、この質問書(案)を事前に各委員の先生方にお送りさせていただきましたが、それに関して事前に事務局に対して寄せられたコメントをまとめたものを準備させていただいております。

資料に関する説明は、以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。

こうやってリストにしてみると膨大なので、返ってきたときの分析も大変だろうと思えますけれども、一応、質問書については前回審議して、その後、意見も受けて、事務局と

座長で相談して、この第2のたたき台をつくって、各専門委員の先生方にもう一回尋ねて、資料5にあるように幾つかコメントが寄せられたというのが現状です。

まだ時間が十分ありますから、もう一回、できれば資料4に基づいて、資料5のコメントを参考にしながら、この質問様式でいいかということをおさらいしていただきたいと思います。

どうぞ。

小野寺専門委員 この前1回見て、またもう一回見て、そのときに気がつかなくて再度見たら、もう一つ気がついたところが1か所あるんですけども、よろしいでしょうか。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 13ページに「検査方法の感度を記載すること」と書いてあるんですけども、感度というのは、例えばいろんな検査会社のキットに関して、OIEとかEUが陽性コントロールを何段階かに希釈して、何倍希釈まではポジティブになっていた、陽性が出たという通知がいて、ですから、検査会社の数値とEUの数値を見ればわかると思うんですけども、感度というからには、もう一つ特異性というのもありまして、これは要するに何千サンプルかの陰性コントロールと何百サンプルかの陽性コントロールですから、それでどう食い違いがなかったか。ですから、これは感度と特異性とした方がいいと思います。

吉川座長 わかりました。そうですね。どうせ書くなら両方の項目を入れておいた方がいいと思います。そこはそうしましょう。

そうしたら、今、事務局から説明していただきましたけれども、もう一回1ページから、資料5で委員から求められたコメント、今のようにもう一回見直して、コメントをしなかったけれども、ここの書きぶりはこうした方がいいのではないか、あるいはちょっと意味不明なのではないかという点がありましたら、意見を伺いたいと思います。

最初の1ページは、特にコメントがなかったんですけども、ここは特にいいですか。

どうぞ。

山本専門委員 タイトルなんですけれども「BSEリスク評価のために必要な」としてはいるんですが、これはどうしたらいいでしょう。これも自ら評価のときの我が国に輸入される食肉及び内臓に係る食品健康影響評価に必要な情報なんですけれどもね。

吉川座長 タイトルですね。確かに、自ら評価のタイトルはどうしましょうか。そういう意味では、我が国が輸入する材料についての健康被害を評価するという自ら評価のための情報収集であるということで、漠然とBSEリスク評価のために必要な情報という書き出

しにしないで、相手国の質問に対して、自ら評価のタイトルに合った格好ではっきり明示する方がわかりやすいかもしれないですね。そうでしょうか。

山本専門委員 もう一つの理由としては、我々がやるのは BSE のリスク評価だけではなくて、牛肉や牛内臓の人へのリスクというのも考えるという意味では「BSE リスク評価」だと、ちょっと足りないかなということがありました。

吉川座長 では、そうしましょう。基本的には、我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価のために必要な情報に関する質問書というように、少し「てにをは」を変えるかもしれませんが、基本としてはそういうタイトルにしたいと思います。わかりました。

2 ページは「 BSE リスク国からの輸入牛に関する情報」ですけれども、 の質問内容と重複するため削除してはどうかというコメントがあったということです。

86 年以降に、あらゆる国から輸入した生体牛全個体に関する情報。

どうぞ。

山本専門委員 これは私が質問したものだと思うんですけれども、勘違いをしている部分がありまして、最初の で聞いて輸出国がわかっているならば、それでリスクを全部把握できるかと思ったんですけれども、例えばイギリスから入ってきたとしても、明らかにそれを食用とかいろんなものに回さないで、そのまま処分してしまっているならば、そこでリスクが減るということを考えて、次の の質問ができ上がっていますので、それをリスクに加える分をこの分から引いたデータとしてここが使えるということです。残した方がいいと思います。

吉川座長 わかりました。そうですね。意味内容はそういうことですね。

まず全体を把握した上で、本当にリスクに回ったものがわかっているならそれを書けという書式になっているんですね。

では、これはこのままでいいですか。

山本専門委員 はい。

吉川座長 3 ページは、特に変更要求事項というのはありませんでした。いいですか。

4 ページ「 BSE リスク国から輸入された MBM に関する情報」です。

これも先ほどと同じ書きぶりですので、いいですね。

山本専門委員 同じです。

吉川座長 だから、それでいいですね。

5 ページは動物性油脂という格好で、これも 6 ページのコメントは先ほどと同じ扱いで、

リスク低減というか、その証拠があればそちらも出せという構造になっています。

7ページからは、暴露・増幅リスク、侵入リスクの中の次のステップで飼料規制のところに入ります。

ここでは、8ページの「乳牛及び肉牛における、ステージごとの代表的な飼料給与方法」の飼料給与方法について、記載内容が不明であり、具体例の提示が必要ではないかということ。

また、ステージと週齢・月齢を同時に記載する必要があるでしょうか。ステージという概念は何なんだというコメントです。

下に、ステージ例)として「子牛(離乳前/離乳後~フィードロッド以前)、フィードロッド牛、成牛」という注釈がついてはいますけれどもね。

山本専門委員 これは私が書いたと思うんですけども、ステージに分けられたのは、月齢がきちんとわかっていない国においてはという意味で、これをステージとして情報収集しようという考え方なのか、そこがちょっとね。月齢がわかっているのであれば、これはステージにわざわざ分けていく必要があるのかなと思いました。

吉川座長 どうぞ。

門平専門委員 ここは、私はただ単に、年齢によって与える飼料の種類が変わってくるので、いわゆる畜産の本には一般的なのがありますけれども、その辺は国によって微妙に変わるので、そこを記載してくださいということだろうと思って、これでいいのではないかと理解しました。

吉川座長 聞きたい内容は、多分そのことだと思うんです。ただ、答える側に立ったときに、肉用牛あるいは乳用牛の発達段階、何か月齢までをどう言うかというのは、確かにあまり定義はないので、代用乳からカウスタータに切り替えて、さっと配合飼料あるいは濃厚飼料に変えていくわけですけども、確かにここでは週齢・月齢がわかるならステージは要らないだろうという考えと、それが個体識別を含めてトレーサビリティがなければ、この下にあるように、子牛とか未経産とか乳牛という漠とした大きな分類で与える飼料がどうなっているかという書きの方が答えやすいかということで、そうとれるような段にした方がいいということですね。

山本専門委員 はい。

吉川座長 どちらで答えてもいいということですね。

山本専門委員 どちらで答えてもいいんですけども、ちょっとわかりにくいような気がしました。

吉川座長 週齢・月齢でわかるケースとそれでわからないケースについて、どちらを選んでもいいという書き方になるように、そこはちょっと工夫しましょう。

それから、代表的な飼料給与方法というのは、下に注釈でも書いておきますか。ミルクリプレーサーとかカウスタータとか配合飼料とか、あるいは単に素飼料の牧草とかいう格好で選べるというか、例としてね。

では、ここは下に給餌方法に関して例を挙げるということと、週齢・月齢とステージのところのチョイスができるようなレイアウトにするということできたいと思います。

9ページの「牛と豚・鶏の混合飼養の有無 / 飼養牛全体に占める混合飼養牛の割合」の「混合飼養」の意味がわかりにくい。牛用飼料が豚や鶏に給餌されていても問題ないが、その逆は問題があるということです。

飼料製造施設の情報ということで、ここで問うているのが、飼料製造施設、豚用、家禽、反すう、占用、混合施設で、飼料の生産量として、専用施設の配合飼料と混合施設の配合飼料。

混合飼養牛の割合というのは、どこに出てきたんですか。

山本専門委員 9ページの上から4行目です。タイトルにもなっています。

吉川座長 そうですね。ここで言いたかった混合飼養牛というのは、この文章からすると、要するに、同じ農家で豚、鶏と一緒に飼っている牛という意味ですかね。

どうぞ。

小野寺専門委員 昔、英国 BSE の統計分析をやったときに、Dairy Cow というのと Beef Cattle と言うんですか、要するに肉牛、乳牛です。あと、Mixture breed と書いてあって、肉牛と乳牛をミックスしているのは何%というのが BSE の比率として書いてあるんですけども、恐らくそういうのを例として挙げればいいのかと思います。

吉川座長 今のは、ひょっとしたら交雑牛がそちらの意味ではなくて、そういう意味ですか。

小野寺専門委員 肉牛と乳牛を同じところで飼っているということです。勿論、そこで牛と豚と鶏も一緒に飼っているんだったら、それをまた別に示さなければいけないと思います。

ただ、昔 BSE の統計を取っていたときは、そういう統計で取っていたからということがありますから、それを念頭に置いて、恐らく最初は調べたんだと思います。日本でもそうですけれども、乳牛と肉牛では餌が違うからということですね。

吉川座長 わかりました。牛同士でもそういうこともありますね。

ここでの質問は、ただの牛と豚・鶏を混合して一緒に飼っていることがあるかないか。あるなら、多分、全飼養している牛の中で、そういうふうに飼われている牛の割合を書いてくれという日本語ですね。

横田課長補佐 はい。

吉川座長 それができるように、ここでもそれを混合飼養牛と言うなら混合飼養牛というのはこういうことだ。同一農家で豚、鶏と一緒に飼われている牛を混合飼養牛と言うとか、そんな定義をしなくても、それを文章で書いて、それが牛全体に占めるそのケースに当たる牛が何頭かというのはわかるなら書いてくれというふうにしませう。それでいいですか。

本間委員 素人の質問で恐縮なんですけど、これは実際には畜舎の状態を想定するんですか。それとも広い野外のところでもそういう混合という概念があるんでしょうか。

吉川座長 多分、餌が混ざるという考えなので、一応、同一農家であれば、それは物すごい離れて鶏を飼っている、物すごい先の方で牛を飼っているというケースもあるのかもしれないけれども、一応、同一経営の中で、牛、鶏、豚あるいは豚、牛、あるいは鶏、牛という飼育をしていけば、そこでは飼料の混合が起こる可能性は単独よりは高いという考えで、その割合がどのくらいなんだということです。

畜舎が分かれていても、一戸で両方を持っていけば、その牛は混合飼養牛という定義にしてもいいのではないですかね。

本間委員 わかりました。

吉川座長 どうですか。

小野寺専門委員 豚用の餌が牛にいく可能性はどうなるか。

吉川座長 そうですね。ここでの疑問は、ラインが分離できていて、そちらの方はきちんと法整備ができていながらも、実際に末端にきた段階で混ざってしまうというリスクを考えたいということであって、そこに書いてあったように、別に牛のものを豚が食べてもそれほど問題はないんですけれども、交差汚染を起こしたものを食べてしまうと、それではレンダリング、あるいは飼料工場との関連の評価という格好になると思います。

本間委員 わかりました。

吉川座長 では、その文章は、そういう格好でわかりやすくなるように検討させていただきます。質問の意味はそういうことであるということです。

それから、同じく9ページの飼料製造施設の施設数のところ。「14ページのレンダリング施設数同様、反すう動物及び反すう動物以外の動物用飼料を生産する混合施設数に

ついて、ラインの分離、洗浄、交差汚染防止対策を講じている施設数と講じていない施設数を分けて記載してはどうか」という意見です。

専用のもは問題ないんですけれども、混合した場合に対策をとっているか。両方つくる飼料工場で、ライン分離が済んでいるか。同じラインを使うけれども、必ず洗浄をしているか。あるいは豚・鶏をつくった後、牛でつくるといようなやり方でやっているか、その施設数を問えということです。

これはレンダリングのところと同じように、情報としては入れた方がいいのではないですか。同じような形式で入れましょう。

それから、10、11は特にありません。事務局の説明では、ここからは大体5年まとめて書く。5年まとめというのは、大体国内で1回転すれば、EFSAなどもそこで侵入リスクがあって1回転すれば、次の5年はワンランク上げるとかいう考えで、大体5年をめでに評価をするという格好になるので、5年刻みでいいのではないかと思います。

12ページの「飼料サンプリングの詳細を下表に記入すること」ということで「動物性たん白質全般の牛への給与に関する規制について聞く必要があります。規制がなければ検査はしていないと考えられる」という注釈です。

「{4}MBM 又は乳以外の動物性たん白質全般による汚染に関する牛用飼料サンプルの検査結果」。

この質問の内容は、動物性タンパク全般による汚染に関する牛用飼料のサンプルの検査結果を聞く前に、動物性タンパク全般を牛への給与に用いてはならないという規制があるかないかを、まず最初に聞いた方がいいということですね。

山本専門委員 そうだと思います。

吉川座長 わかりました。

でも、これは国によって、すべての動物性タンパクをだめと言っているところもあれば、ウシ・ウシという、反すう動物から反すう動物は規制している国も飼料規制のときにはありますね。そうすると、サンプルと検査の結果。

山本専門委員 規制のことについて聞いた欄がありましたね。

吉川座長 飼料のところでありますね。そこと関連するはずですね。ここに関連してくるんですね。この規制を受けて、AかBかCかわかりませんが、反すう動物、反すう動物、すべての哺乳類を禁止、それから何もしていないというチョイスがあって、その上で、その選択肢の中で、どういう検査をして、どういう結果になっているかということを書けという格好になってくるんですか。この項目は違いますね。それは、肉骨粉の規制

についてであって、ここはそれ以外の肉骨粉または乳以外の動物性タンパク全般による、汚染に関する飼料サンプルの検査結果ですから、この質問事項は肉骨粉と乳は除いてあるんですね。

よく考えてみるとこの質問の意味がよくわかりませんね。

どうぞ。

小野寺専門委員 一言、肉骨粉とか乳以外の動物性タンパクというのが、具体的に何を指すかということなんですけれども、私が知っている範囲では、いわゆるウシの血清成分、血液成分を餌に用いている国と用いていない国がある。そういうのはあります。具体的な国の名前はわかりませんが、そういうこともあるかと思います。もっと具体例を書かないと、なかなかわかりにくいかと思います。

吉川座長 この文章は、二通りに取れるんです。今、読んだように、私もそう読んでしまったけれども、肉骨粉または乳以外の動物性タンパクか、肉骨粉または乳以外の動物性タンパク、要するに肉骨粉が入っているか、入っていないか、乳は問題ないので、乳以外の動物性タンパクが入っているか、入っていないか、それをどう検査したかを答えるという質問なのか。今、言ったように、肉骨粉と乳を両方除いてしまって、それ以外の動物性タンパクが入っていたかどうかを調べるではないですね。普通の質問からするとね。

多分、最初に読んだのが間違いではないですか。

山本専門委員 肉骨粉が入っているんですね。

吉川座長 入っているんですね。それでないと検査の意味がないと思うので、肉骨粉と乳を除くそれ以外の動物性タンパクということではないですか。

横田課長補佐 事務局ですけれども、これは大本の出典がGBRの方の質問でして、参考資料5-3を見ていただければと思うんですけれども、訳が適切でない部分もあるので、原文の方を見ていただきますと、28ページ、2.1.6を見ますと、やはり乳以外動物性たん白質や肉骨粉が入るということで、今の御議論で正しいのかと思っております、そこは日本語を直せばいいのかと考えております。

吉川座長 やはりそうですね。わかりました。最初に読み間違えてしまったので、英語の方はまともになっているので、肉骨粉と乳以外の動物性タンパクの汚染ですね。それは、このまま送らないで英文で質問を出したいと思いますので、そうしてください。

その後は、先ほど13ページに感度・特異性、センシティブティーとスペシフィックティーを入れるということで、レンダリングの方の19ページまで特にコメントがなくて、19ページの「制度の概要について、以下を明記」の「(2)カテゴリー別の年間に推定され

る母集団（概数）」、これをカテゴリー別の年間頭数の方がわかりやすいということですね。

これはそれの方がはっきりしているかもしれませんね。これはそうしましょう。

どうぞ。

山本専門委員 同じ19ページの上の欄、雄の方は肉牛と種畜牛の2つなんです。その欄外に「用途が2つの個体は、乳牛の欄に含めるものとする。さらに、使役牛など」というところに、もう一度乳用牛の雄はどうしているのか。そういうのは書く必要はありませんか。肉用牛という扱いになってしまうのでしょうか。

これを分けるときは、最初の代用乳のようなものを、雄が飲んでいるか、飲んでないか、そういう話でしょうか。

吉川座長 国によるのかもしれませんが、日本も結構言葉の使い方が微妙で、肉牛、乳牛、肉用牛、乳用牛、交雑牛あるいは和牛とか、さまざまな使い分けをするので、ただ、諸外国がどういうふうに分類しているのかが私にもわからないんですけれども、この表は非常にシンプルにはできていますね。雄は基本的には種雄として残るか、あとは全部食用に回ってしまう。雌の方は、乳を絞る牛と肉に回る牛と種に残る雌牛、でも、それは乳牛だって最後の廃用に行くときは肉になるのではないかとか。乳用で生まれたホルスタインだって、雄は肉用に行くではないかというのは、そういう分類上動くことはよくあるので、農家の定義と厚生労働省のと畜場の定義が違うというのは、実態がわかってくと、そういう難しさはありますけれども、シンプルという点では、この表は割合シンプルにはできていると思います。

一応このシンプルなものでも尋ねて、もし注釈にあるように例外的なものがあれば、それについて書いてくれというぐらいで、厳密にぎりぎりやっていると、整合性が持てなくなる危険性もあるので、一応把握するという点では、この表でいきませんか。

山本専門委員 はい。

吉川座長 それでは、22ページに飛びます。「実施範囲（地理的分布状況）」です。「地理的分布状況と実施範囲は同義とは思えないので、意味がわかりません。ここは地理的分布状況についてのみ質問し、実施範囲については、19ページの（1）実施対象に追加して質問してはどうか」、サーベイランスのところ。「農場、家畜市場、と畜場は実施範囲に含まれるか はい/いいえ」。

ここの表で実質上聞いているのは、カテゴリー別の地理的分布状況ですね。そうしましょうか。これは実施範囲というよりも、実施範囲の中の地理的分布状況で、実施範囲の対

象をどこまでにしたかというのは、ここでの指摘では 19 ページの実施対象に入れてしまった方がいいのではないか。実施対象、と畜死亡牛についての定義とカテゴリー別の数と、そうしましょうか。それの方がわかりいいですね。対象をどこまで広げてあるかという、実施範囲、農場、家畜市場、と畜場については、19 ページの中に持って行って、ここについては実施範囲の中の地理的分布状況について質問する格好にしましょう。

その次は、30 ページまで特に、どうぞ。

横田課長補佐 先ほど 19 ページについて、資料 5 の 8 番目で「カテゴリー別の年間に推定される母集団」を「カテゴリー別の年間頭数」に直すという形で、それでいいですねというお話だったんですけども、ここは年間の頭数、母集団の推定の頭数は何頭ぐらいだということを知りたいということなので、日本語の問題はあるんでしょうけれども「カテゴリー別の年間頭数」と書いてしまうと、場合によっては実際にサーベイランスで検査した頭数を書いてしまう場合もあると思ひまして、そうすると、それは実際後ろの方の表でカテゴリー別の牛の頭数を聞いているので、そこはまた誤解のないような表現という形で調整させていただければと考えているんですけども、そういうことでよろしいですか。

吉川座長 わかりました。ここで聞いているのは、母数の方であるということがわかるような質問項目にしてください。

30 ページまで特にないので、30 ページまで飛ばしたいと思います。ここで「(2)食肉検査官・獣医官の資格」という項目があって、獣医官の資格とは何だと。どういう答えを書けばいいんだということですね。

強いて考えれば、獣医でない食肉検査官もいますから、それは食肉検査官の資格という格好になって、もし獣医官の資格をここに入れるとすると、当然獣医師ではあるけれども、食肉検査官という役、あるいは監視をする獣医官として、獣医師免許のほかの資格を取る必要があるのかないのか、そういう質問になりますか。

獣医官であれば、もう権利を持っていて何も要らぬという国もあれば、獣医官であっても食肉何とかの資格試験のようなものがある国があるかわからないんですけども、そういうものがあるなら書けということですか。

どうぞ。

小野寺専門委員 アメリカの場合、これはと畜場ですけども、と畜場に食肉検査官が農務省から派遣されているけれども、そのうち獣医の免許を持っているのが何人いるかという感じでした。

吉川座長 それは上の質問で、食肉検査官の数と獣医官の数ですけども、それを聞い

た上で、その次に資格という項目があつて。

小野寺専門委員 それに代わる専門の獣医官がいるのかという言い方になりますね。要するに、獣医官にもう一つ別の資格が必要かという話になりますね。

吉川座長 もしそういう質問であれば、それがわかるように上で数を聞いたわけですから、それぞれ食肉検査官の資格と、と畜場における獣医官に普通の獣医師プラスの資格があるかないかということを知っているんだということがわかるような質問にしますか。

山本専門委員 この獣医官の資格とか、食肉検査官の資格を聞くことによって、何を評価しようとするのかというのがよくわからなかったというところもあります。

吉川座長 アメリカとの比較をしたときに、議論になった1つは、日本は皆獣医師が食肉をやっているのに、アメリカは獣医師が何分の1しかない。では、その残りはどういう資格で、何をトレーニングされているんだという議論があつたと思うんです。獣医官であれば、すべてをカバーしているという議論で、そのときはそのまま、アメリカの方がどういう資格なんだという議論で終わったと思うんです。でも、最終的にはアメリカは獣医官であっても、結局、対日輸出に関しては、エラーがあつた後のシステムとしては、トレーニングとか試験とかを全部やることになってはいたのではなかつたですか。

山本専門委員 EVプログラムをトレーニングされることにはなっていました。ただ、それであればそういう聞き方をしないとまずいと思いますけれども、これだと獣医官の資格というのは、一体何をするのかよくわからない。

吉川座長 だから、質問がそういうことであるなら、それがわかるような質問内容に変える。単純に獣医官の資格という書き方ではなくて。

横田課長補佐 そういうように、わかるようにするか、もしくは記載例のような形で例を書いてみるというのも、1つの考え方だと思います。

山本専門委員 ですから、多分(2)というのは、食肉検査官はどのようなバックグラウンドなのかということを知りたいということが1つあると思うんですけれども、獣医官についてとか、食肉検査官もそうだと思うんですけれども、どういう特別なプログラム、教育を受けたのかということも含めて知りたいわけですね。この中で全部聞くというのは、混乱しないかと思います。(3)には、また役割、権限というふうに分かれていますし。

小野寺専門委員 これは、アメリカの例が余りよくなかつたと思って、フランスの例を持ってきますと、フランスの場合ですと、BSEを診断できる獣医師というので登録されています。それはそれなりにトレーニングをやっているということです。ですから、獣医師に対するトレーニングプログラムでBSEが診断できるというライセンスのようなものだ

と思います。

吉川座長 国によって、例えば獣医師であって、かつと畜場経験を1年以上有する者とか、何とか研修を受けた者とかがあれば。

山本専門委員 それですと、31ページにも(5)が質問項目としてあるんです。

國枝評価課長 これはBSE関連だけですので、先ほどの小野寺先生がおっしゃったような部分で、最初のは、むしろ一般的なと畜場の部分で、BSE関連については、またスペシフィックに聞いているという立場ではないかと思います。ただ、いずれにしるちょっとわかりにくいので、趣旨がわかるようにしたいと思います。

吉川座長 そうですね。公衆衛生実習とか、その国によっては何か課せられていて、そのコースをちゃんと取った上で、例えば実施1年を経ないとと畜場では正規の獣医官としては認めないという国もあるかもしれない。そういうことがわかるように、この項目は、もし必要であれば例を挙げて、そんなようなことを書いてくれと、それでいいですか。

山本専門委員 それで結構です。

吉川座長 そうすると、35ページまで特に、私、32ページがちょっと気になったんですけども、BSEの検査を実施しているかという中では、目視による検査も、答えとしては検査に入るわけですね。

そう書いてくる国があるかもしれないということを考えたので、それも答えのうちには入る。

小野寺専門委員 クリニカル・サスペクトというものはそうですね。

吉川座長 そうですね。わかりました。

35ページまで、ここではと畜場。どうぞ。

山本専門委員 29ページに戻って申し訳ないんですけども、最初の四角の中の「MRM禁止」というのは「と畜場に関する規制の概要」の中に例として挙げるべきなんですか。後ろの食肉処理場のところでまた「MRM禁止」が出てくるんです。

吉川座長 ここで聞いているのは、と畜場に関する規制で、法律的な規制があるかないかということですね。例としてピッシングを禁止するなら、いつから、どういうふうに法的に規制したか。と畜場でのMRMの禁止というか、MRMの除去ですかね。

山本専門委員 では、SRMではなくて。

吉川座長 ごめんなさい、MRM、機械的回収肉ですね。これは違いますね。MRMはおかしいですね。

山本専門委員 SRMですか。

吉川座長 私が勘違いしていました。MRM はと畜場ではないですね。

山本専門委員 SRM のタイプミスだったら、それも SRM に直した方がいいと思います。

吉川座長 と畜場での SRM に関しての規制は、国によっては当然ありますね。例として入れるなら、確かに MRM はおかしいので、SRM の取扱いが禁止かわかりませんが、わかりました。

それから、35 ページ「 規制の実施主体及び遵守状況」、スタンニング「違法なスタンガンが使用されている可能性を調べるのでしょうか。どのような違反を想定しているのか不明」。

これは、ほかのと並びで一緒にみんな書いてあるんでしょうね。実施主体とその遵守状況。だから、スタンニングに関して、全くうちはフリーだから、何をやってもいいよという国もあれば、国際基準を用いて圧縮ガスに関しては禁止、あるいはボルトに入れるのは禁止とか、国によってそれぞれ規制の違いがあって、それは一体だれがやっているのか。それに対して、その国のその規制について、どの程度守られているのかという質問になるんですか。

山本専門委員 規制がかかってからの経過、それまではフリーだったのが、規制ができて、それをやめるようになったということに記載するということなんですか。そうすれば、2007 年現在という、次の質問につながるわけですね。では、規制後の経過を書いてもらおうと。

吉川座長 そうですね。だから、後ろに「規制実施後」と離れて書いてありますけれども、意味内容とすれば、主体及び規制実施後の遵守状況という文章にしましょう。

次が 36 ページ「 規制の実施主体及び遵守状況」同じですか。「6) ピッシング」について、これも今と同じですか。規制実施後の遵守状況について述べてくれと、その後、特にならずとなく、SRM 処理、HACCP の項がありまして、食肉処理場に入ります、43 ページ、質問としては先ほどと同じ問題なので、聞きたいことを先ほどと同じように明示する。

その次は、特になくて「別添 BSE リスク国」という格好になります。

46 ページのところ、先ほど機械的回収肉の MRM というのが出たんですけども、私たちの考えるものと同じ機械的回収肉とはちょっと違うかもしれないんですけども、例えばアドバンスド・ミート・リカバリーというのを使っている国もありますね。そうすると、うちはアドバンスド・ミート・リカバリーであって MRM でないと言って答えないと困るので、こちらの聞きたいのは、機械的回収肉の中にはアドバンスド・ミート・リカバリーについても入っているんだということを書いておいた方がいいと思います。

最後の「別添 BSE リスク国」まで飛びます。「スウェーデンの GBR については、非定型 BSE が報告される以前のもので、現在の状況は反映していないと思います。スウェーデンについては、いつの GBR を記載した方が良いと思います。現在は、非定型 BSE もイギリス型 BSE と同様 GBR にカウントされています」ということで、GBR の年月は入れた。スウェーデンについては、 は 2004 年 7 月、これでいいですか。

山本専門委員 そうですね。

吉川座長 わかりました。これは、確かにいつ判定されたのかという情報はあった方が正確かと思います。

「15) その他」「全体として、回答欄の枠は不要ではないのか。回答は英語で求めるのか。それとも母国語でも可能とするのか。中国・メキシコ等は、母国語で関連データを提出して頂き、食品安全委員会で翻訳するのが良いのではないのか」というコメントもありますけれども、基本的には英語で尋ねるけれども、回答は母国語であってもいい。この辺は事務局のテクニクの問題になるけれども、その方が回答が早ければこちらで翻訳することも可でいいんじゃないですか。

また時間を延長してしまったんですけれども、今日こそは 12 時前に終えたいと思っていたんですが、30 分ほど延長してしまいましたけれども、今、いただいた意見を含めて、事務局の方でもう一回手直しをして。

どうぞ。

畑江委員 今ごろこういうことを聞くのは、すごく見当違いの質問かと思うんですけれども、今、自ら評価を行うと決めた以上、ここにある質問項目というのは全部大事だと思うんです。正確な答えが向こうから返ってくればいいんですけれども、これを例えば 13 か国に送ったときに、相手国が全部これをちゃんと答えてくれるかどうかというのは、向こうからしてみれば義務というのではないわけですね。向こうに対して誠意を期待して、こういう質問をしてちゃんと答えてくれればいいんですけれども、例えば一番知りたい国では、これに対してどの程度答えてくれるのか。相手国に負担が大きくて、ちゃんと返ってくるのかという素朴な疑問ですけれども。

吉川座長 返ってくることを期待してはいるんですけれども、相手国に輸出する意思があれば、それなりに回答してくるのではないかと思います。もう日本に輸出はやめたというなら、回答は返ってこないかもしれませんが。

畑江委員 それで、相手国によって、ここの定義とか、こちらの意図がちゃんと伝わると思って期待していいんですね。

吉川座長 一応質問書ができて、コンファームスされて、親委員会を通していけば、実質上は行政的な国別の質問、国対国というオフィシャルな質問になるわけですから、それなりの相手国としての対応を取る格好になると思います。特に研究用に尋ねるとか、そういう意味合いのものではないので、一応。

畑江委員 かなり専門的な質問が結構ありますね。先ほどの資格の話だとか、背割りをどのぐらいずらしているかとか、過去の統計とか、私は本当に単純な質問をしているので、ちょっと心配になっただけです。

吉川座長 少なくとも、前半の部分の細かい統計とか、そういうのは OIE に、それぞれ表示を出すときは、各国このデータを付けてリスク評価を求める、ステータス評価を求める格好になっているので、そんなに難しいことではないのではないかと思うんですけども、国によっては不明確な部分もあるかもしれませんけれども、とりあえず自ら評価をするためのデータとして、最低限わかるところはわからないと評価が進まないの、相手国の誠意を信じて質問を投げかけることにしようとは思っているんです。

それでは、ちょっと時間を延長してしまって申し訳ありませんでしたけれども、質問書に対してのいただいたコメントを含めて、もう一回最後の案という格好で、各委員に投げて、特に問題ないということであれば、一応質問書に関しての内容の審議は終了したという了解で、親委員会の方に審議経過と質問書について、こういう格好で専門調査会としてはやるということをお伝えしたいと思いますけれども、それでいいでしょうか。

堀内専門委員 内容はいいんですけども、階層構造がわかりにくいので、インデックスを付けるか、I、(1)、(1)という感じになっているので、とにかく階層構造がわかるようにしておかないと、同じ質問のような文言が続くので、読んでいくとわかるようにしていただきたいと思います。

吉川座長 それはそうしましょう。質問書を送るに当たって、言われたとおり全体の流れがわかるように、タイトルのインデックスを付けて、全体の構造が明確になるような格好で個々の質問を裏に付けるのは賛成です。それも併せて、事務局の方と今日の議論を受けて、もう一回ブラッシュアップしたものを各委員の方に送りたいと思います。

もしそれで問題があれば、もう一回もむという格好になりますし、それで了解ということであれば、親委員会の方に返したいと思います。

質問書を送った後についても、いろいろと議論を進めなければいけないと思いますので、次回、質問書の了解が取れば、進め方について、質問書が来るまでに何をしておかなければいけないか。あるいはどういう重み付けで、どういう項目を、どう評価するかといっ

たようなことについても議論を進めていきたいと思います。

大分、30分も超過してしまいましたけれども、どうぞ。

山本専門委員 この質問書を送って、いつまでに回答をいただくというのは、どれぐらいの時期を設定したらいいのでしょうか。

吉川座長 事務局、どうですか。ほかの管理機関でも、同じような質問を送った経緯もあったと思うし、日米あるいは日カの時にも、同じような質問のやりとりをしたと思うんです。

酒井情報・緊急時対応課長 お答え申し上げます。先ほど来お話がありますように、外務省の調査訓令という形で調査をさせていただきたいと思います。在日大使館にもお願いをしますし、相手国の日本の大使館を通じて、各国に調査をお願いする仕組みでございます。

調査の期間というのは、特に規定はないので、通常、調査の内容を見ながら判断をしていくということでございます。

先ほど来お話がありますように、調査項目が結構ございますし、データがあるところはいいいんですが、新たに調査をしなければならないとなると、やはり約6か月程度みるのが普通ではないかと考えている次第でございます。

吉川座長 事務的には、そういう格好で、大使館を通じて公的に質問して答えを返してもらうということと、慣例からすると半年ぐらいは、早く返ってくる国もあるのかもしれませんが、最大半年ぐらいはかかるということだそうです。

その間にもやらなければならないことはたくさんあると思いますので、評価をどういうふうに進めていくか。実際に答えが返ってこないとわからない部分も多いんですけども、もう一回国内見直しから始まって、米・カの評価を進めてきた中で、あいまいなまま残っていた部分も多かったと思うので、その辺を含めて次回から議論を進めていきたいと思えます。

それでは、先ほど言ったような手続で、もしブラッシュアップしたもので問題なければ了解をいただくという格好で、親委員会の方に報告をしたいと思えます。そういうことであれば、事務局の方で最終案について英訳をしてもらわないといけませんね。その辺もした上でもう一回確認を取って、先ほど言ったようなルートで質問を送るという格好で動いていてもらいたいと思えます。

ほかに、事務局の方からございますか。

横田課長補佐 特にございません。

吉川座長 それでは、どうも長い時間、御審議ありがとうございました。次回については、いつもと同じですけれども、日程調整の上お知らせします。よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。